

公 告 第 8 号
令和4年11月24日

茨城県農協健康保険組合
理事長 八木岡 努



任意継続被保険者の保険料算出基礎となる平均標準報酬月額について

令和4年9月末日における平均標準報酬月額について、下記のとおり公告いたします。

なお、この平均標準報酬月額は健康保険法第47条の規定に基づく任意継続被保険者の保険料算出の基礎となるものです。

記

1. 平均標準報酬月額 343,808円
2. 等級区分 24等級 340千円
3. 適用年月日 令和5年4月1日

以上